

平成 年 月 日

〇〇〇-〇〇〇〇
松山市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号

〇〇 〇〇 様

愛媛県松山市長

介護保険高額介護（介護予防）サービス費の返納について

平素より本市の介護保険業務にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

この度、別紙「介護保険高額介護（介護予防）サービス費変更決定通知」に記載のサービス利用月において、すでにご指定の金融機関へお支払いしております「高額介護サービス費」をお返しいただく必要が生じました。

つきましては、本通知を受領後、30日以内に、同封の納付書にて、松山市役所各支所または金融機関でお支払いいただきますようお願い申し上げます。

<返納の理由>

高額介護（介護予防）サービス費は、同じ月に利用したサービスの利用者負担額の合計が、負担上限額を超えた場合、その超えた分が支給されます。

そのため、高額介護（介護予防）サービス費の支給計算を行った時点より、遡って利用者負担額もしくは負担上限額に変更となる理由が発生した場合、高額介護（介護予防）サービス費を再計算し、変更後の支給額との差額をお返しいただくこととなります。

○負担上限額：世帯全員の市民税課税状況および利用者の課税年金収入額と合計所得金額（現役並み所得者においては利用者および同一世帯内の65歳以上の方の課税所得と収入）で決まります。

○利用者負担額：サービスを利用した事業所の請求に基づき計算されます。

お支払いいただける場所

松山市役所各支所および松山市所在の金融機関の本店・支店等

<銀行> 伊予・愛媛・広島・四国・みずほ・百十四・阿波・山口・三井住友信託・高知・香川・徳島

<金庫> 愛媛信用・四国労働・商工組合中央（ただし、商工組合中央は松山支店のみの取扱い）

<農協等> 松山市農協・えひめ中央農協・愛媛県信漁連（順不同）

問い合わせ先

〒790-8571

愛媛県松山市二番町四丁目7-2別館2階

松山市 保健福祉部 介護保険課 介護給付担当

TEL 089-948-6885・6924 FAX 089-934-0815